

## 郡山陵墓参考地 外構柵整備工事に伴う立会調査

郡山陵墓参考地は奈良県大和郡山市新木町に所在する前方後円墳である（遺跡名称：新木山古墳）。今回の報告は、平成23年に実施した事前調査の結果を踏まえたうえで設計された工事に伴って実施した立会調査に関するものであり、事前調査の結果についてはすでに本誌第64号において報告したところである<sup>(1)</sup>。立会調査は平成25年10月7日から11日の間に本部職員と畝傍陵墓監区事務所佐紀部職員によって実施するとともに、その他の工事期間中においても佐紀部職員が適宜立ち会った<sup>(2)</sup>。

当参考地における外構柵整備工事の工法は、おおむね「フェンス工」のみの箇所と擁壁をもうけた上にフェンスを設置する「擁壁＋フェンス工」を採用した箇所の二つに分かれる<sup>(3)</sup>。「擁壁＋フェンス工」を採用した箇所では、擁壁を設置する際に布掘り状の掘削を伴うため、この箇所（A地点）について重点的に立会調査を実施した。なお、「フェンス工」を採用した箇所では基礎設置のために壺掘り状の掘削を伴うが、掘削箇所が多数にのぼるため、代表となる箇所（B～E地点）のみに限って報告することとしたい。以下、紙幅の都合もあることから簡単に立会調査の結果を記すこととする。

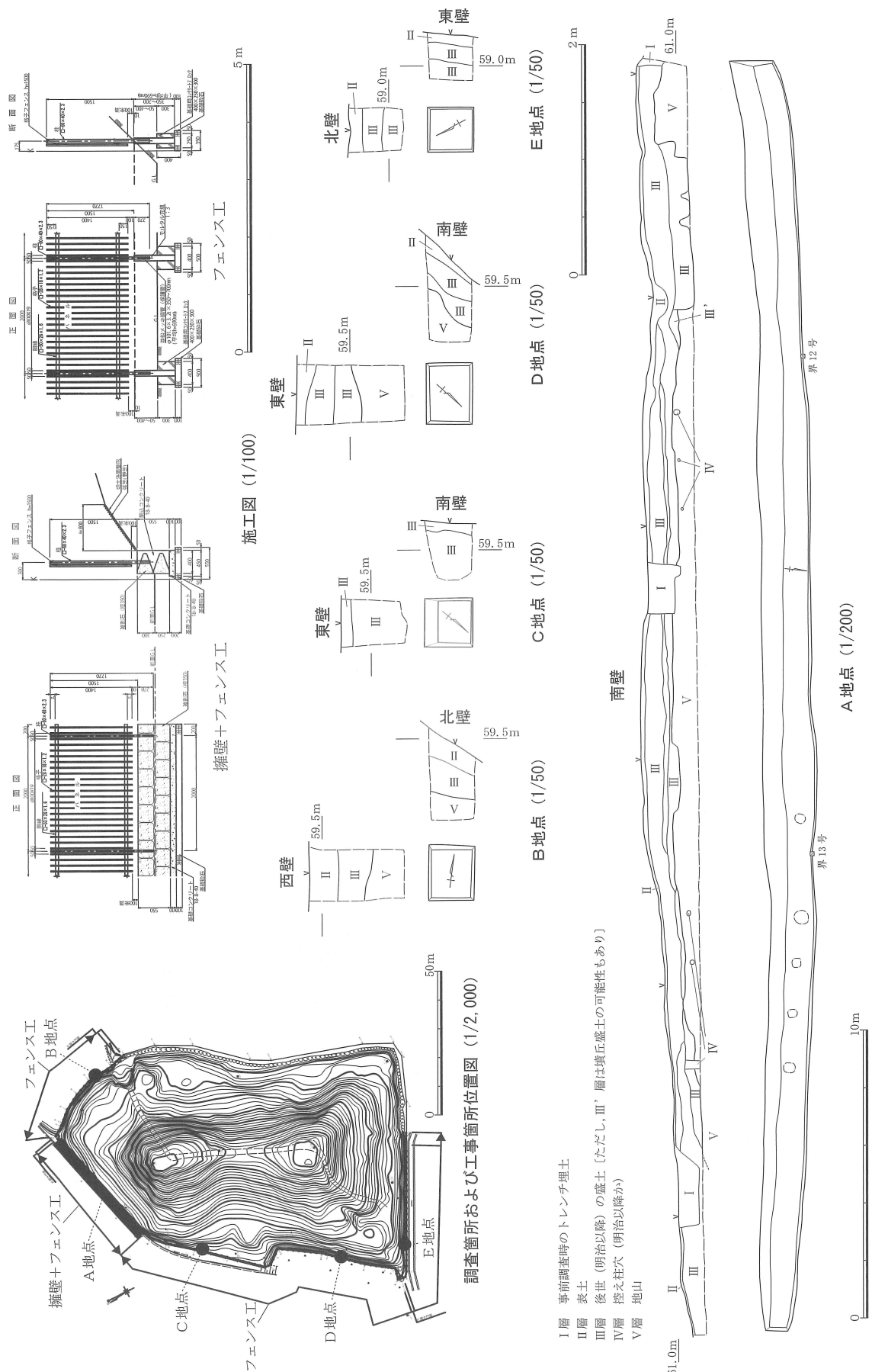
A地点は上でも述べたとおり、「擁壁＋フェンス工」が採用された箇所であり、掘削はおおむね幅2m、長さ44mにわたる。確認された基本的な土層は、事前調査時のトレンチ埋土（Ⅰ）、表土（Ⅱ）、明治以降の盛土（Ⅲ）、明治以降のものと考えられる控え柱穴（Ⅳ）、地山（Ⅴ）である。基本的な状況は事前調査における第9～11トレンチの所見と変わらないが、当庁の境界に沿って1.8m間隔で柱穴が確認でき、それに伴うように控え柱穴も確認された点に注意される<sup>(4)</sup>。この柱穴列は事前調査における第10トレンチ北東角において確認された不明遺構と同様のものと考えられる。そして、今回の調査の結果を踏まえると、これらの柱穴列は当庁の境界に沿うことから考えて、陵墓参考地として指定された明治30（1897）年以降に境界を明示し、侵入を防止するためにもうけられた柵の痕跡であると推測される。なお、Ⅱ、Ⅲ層では断面において埴輪の細片や明治以降の陶磁器類などがわずかに確認された。

B～E地点は「フェンス工」が採用された箇所であり、壺掘り状の掘削がなされた。掘削はおおむね幅0.5m、長さ0.4m、深さ0.5～0.9mである。確認された土層は、調査箇所によってその構成が異なるものの、表土（Ⅱ）、明治以降の盛土（Ⅲ）、地山（Ⅴ）のみであった。

これらのことから、いずれの箇所においても予定通り外構柵整備工事を施工することとなった。（加藤）

### 註

- (1) 加藤一郎・横田真吾「郡山陵墓参考地整備工事予定区域の事前調査」『書陵部紀要』第64号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2013年。  
なお、同書65頁註(12)において事前調査の実施年が「平成24（2012）年」と記載されているが、「平成23（2011）年」の誤りである。ここに訂正してお詫び申し上げる。
- (2) 調査の実施にあたっては、大和郡山市教育委員会の服部伊久男氏、山川均氏、十文字健氏よりご指導、ご教示賜った。
- (3) 当初計画していた濠となっている部分への護岸工事については、水利組合と協議をおこなった結果、濠水を一ヶ月以上落とし続けることについての了解がえられなかったため、施工を断念して事前調査をおこなった経緯がある。
- (4) 平面図において調査箇所の西側では柱穴がみられないが、これは西側のほうが地山の標高が高く、柱穴が調査箇所の床面にまで達していないためである。



I層 事前調査時のトレンチ埋土  
 II層 表土  
 III層 後世(明治以降)の盛土(ただし、III'層は墳丘盛土の可能性もあり)  
 IV層 控え柱穴(明治以降か)  
 V層 地山

第58図 郡山陵墓参考地 調査位置図・平面図・断面図および施工図 (1/2,000、1/200、1/100、1/50)